



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年12月21日金曜日 第1924号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

調理師法施行細則等の一部を改正する規則..... 1
愛媛県林業技術センター使用規則の一部を改正する規則..... 4

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 4

教育委員会規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則..... 5

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 5
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則..... 7
職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則..... 7

公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程.....10

規 則

○愛媛県規則第51号

調理師法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

調理師法施行細則等の一部を改正する規則

(調理師法施行細則の一部改正)

第1条 調理師法施行細則(昭和34年愛媛県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(受験手続)</p> <p>第1条 調理師法(昭和33年法律第147号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第1項第2号に規定する調理師試験(以下「試験」という。)を受けようとする者は、調理師試験受験願書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類又は法附則第3項に規定する者であることを証する書類</p> <p>(3)・(4) 省略</p>	<p>(受験手続)</p> <p>第1条 調理師法(昭和33年法律第147号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第1項第2号に規定する調理師試験(以下「試験」という。)を受けようとする者は、調理師試験受験願書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者であることを証する書類又は法附則第3項に規定する者であることを証する書類</p> <p>(3)・(4) 省略</p>

(愛媛県訓練手当支給規則の一部改正)

第2条 愛媛県訓練手当支給規則(昭和41年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者(以下「支給対象者」という。)に対して支給する。</p> <p>(1)~(3) 省略</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者(以下「支給対象者」という。)に対して支給する。</p> <p>(1)~(3) 省略</p>

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたものうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）

(5)～(15) 省略

2・3 省略

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）、同法第82条の2に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたものうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）

(5)～(15) 省略

2・3 省略

（愛媛県青少年保護条例施行規則の一部改正）

第3条 愛媛県青少年保護条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（規制場所等）</p> <p>第10条 条例第5条の8第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第124条</u>に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（規制場所等）</p> <p>第10条 条例第5条の8第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第82条の2</u>に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>

（愛媛県立歯科技術専門学校学則の一部改正）

第4条 愛媛県立歯科技術専門学校学則（昭和46年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入学資格）</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第90条第1項</u>の規定に該当する者とする。</p>	<p>（入学資格）</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第56条第1項</u>の規定に該当する者とする。</p>

（愛媛県立農業大学校規則の一部改正）

第5条 愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入学資格）</p> <p>第9条 総合農学科に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第90条第1項</u>の規定に該当する者とする。</p>	<p>（入学資格）</p> <p>第9条 総合農学科に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第56条第1項</u>の規定に該当する者とする。</p>

（愛媛県立看護専門学校学則の一部改正）

第6条 愛媛県立看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入学資格）</p> <p>第8条 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第90条第1項</u>の規定に該当する者とする。</p>	<p>（入学資格）</p> <p>第8条 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第56条第1項</u>の規定に該当する者とする。</p>

(愛媛県立医療技術大学学則の一部改正)

第7条 愛媛県立医療技術大学学則(平成15年愛媛県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(編入学)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 本学に編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保健師助産師看護師法第21条第1号又は第2号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定した専修学校の専門課程(保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)第4条第1項又は第2項に規定する指定基準を満たすものに限る。)を修了した者のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第<u>132条</u>の規定により大学に編入学することができる者</p> <p>(3) 省略</p> <p>4・5 省略</p>	<p>(編入学)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 本学に編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保健師助産師看護師法第21条第1号又は第2号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定した専修学校の専門課程(保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)第4条第1項又は第2項に規定する指定基準を満たすものに限る。)を修了した者のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第<u>82条の10</u>の規定により大学に編入学することができる者</p> <p>(3) 省略</p> <p>4・5 省略</p>

(愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例施行規則の一部改正)

第8条 愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例施行規則(平成18年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「大学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第<u>97条</u>に規定する大学院を除く。)をいう。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(退学等の届出)</p> <p>第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式第8号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校教育法第<u>97条</u>に規定する大学院に進学し、又は入学したとき。</p> <p>(5)～(10) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「大学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第<u>62条</u>に規定する大学院を除く。)をいう。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(退学等の届出)</p> <p>第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式第8号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校教育法第<u>62条</u>に規定する大学院に進学し、又は入学したとき。</p> <p>(5)～(10) 省略</p>

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第9条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">教育及び保育の内容の基準</p> <p>1 教育及び保育の基本及び目標</p> <p>(1) 認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3</p>	<p>別表(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">教育及び保育の内容の基準</p> <p>1 教育及び保育の基本及び目標</p> <p>(1) 認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3</p>

歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和22年法律第26号）
第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭
において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供
という二つの機能が一体として展開されなければならない。

(2)・(3) 省略

2～6 省略

歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和22年法律第26号）
第78条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭
において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供
という二つの機能が一体として展開されなければならない。

(2)・(3) 省略

2～6 省略

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

○愛媛県規則第52号

愛媛県林業技術センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県林業技術センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県林業技術センター使用規則（平成2年愛媛県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第13条関係） 1 試験等に係る使用料				別表（第13条関係） 1 試験等に係る使用料			
種 別	細 別	単 位	金 額	種 別	細 別	単 位	金 額
省略				省略			
土壌養分分析	省略			土壌養分分析	省略		
造林用苗木の品種 分析	<u>DNA分析</u>	<u>1件につき</u>	<u>3,060円</u>				
2 省略				2 省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項				別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項			
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分	組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分
			知 事				知 事
			専決者				専決者
			部 長				部 長
			局 長				局 長
			課 長				課 長
私	1 私	1 学校教育法に關すること。		私	1 私	1 学校教育法に關すること。	

学 文 書 課	立学 校に 関す る事 務	(1)・(2) 省略				
		(3) 専修学校の設置、廃止、 設置者の変更及び目的の変 更の認可（第130条）				
		(4) 各種学校の設置、廃止、 設置者の変更等の認可（第 4条、第134条）				
		(5) 省略				
		(6) 専修学校及び各種学校の 設置勧告及び教育の停止命 令（第136条）				
	2 省略					
2～8 省略						

学 文 書 課	立学 校に 関す る事 務	(1)・(2) 省略				
		(3) 専修学校の設置、廃止、 設置者の変更及び目的の変 更の認可（第82条の8）				
		(4) 各種学校の設置、廃止、 設置者の変更等の認可（第 4条、第83条）				
		(5) 省略				
		(6) 専修学校及び各種学校の 設置勧告及び教育の停止命 令（第84条）				
	2 省略					
2～8 省略						

附 則

この訓令は、平成19年12月26日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第13号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業)</p> <p>第10条の2 職員は、所属長の承認を得て、次に掲げる部分休業をすることができる。</p> <p>(1) 育児部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまで</u>の子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 前項の育児部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業については、それぞれ地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項及び第3項、地方公務員法第26条の2第1項、第2項及び第4項並びに第26条の3の規定の例による。</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第10条の2 職員は、所属長の承認を得て、次に掲げる部分休業をすることができる。</p> <p>(1) 育児部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない</u>子を養育するため1日の勤務時間の一部_____を勤務しないことをいう。）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 前項の育児部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業については、それぞれ地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条第1項及び第3項、地方公務員法第26条の2第1項、第2項及び第4項並びに第26条の3の規定の例による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1049

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																
<p>別表第20(第5条、第11条関係)</p> <p>学歴免許等資格区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 大学卒</td> <td>一～三 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四 大学6卒</td> <td>(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 省略</td> </tr> <tr> <td>五・六 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	1 大学卒	一～三 省略		四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 省略	五・六 省略		2～4 省略			<p>別表第20(第5条、第11条関係)</p> <p>学歴免許等資格区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 大学卒</td> <td>一～三 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四 大学6卒</td> <td>(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 省略</td> </tr> <tr> <td>五・六 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	1 大学卒	一～三 省略		四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 省略	五・六 省略		2～4 省略		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																																	
基準学歴区分	学歴区分																																		
1 大学卒	一～三 省略																																		
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 省略																																	
	五・六 省略																																		
2～4 省略																																			
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																																	
基準学歴区分	学歴区分																																		
1 大学卒	一～三 省略																																		
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 省略																																	
	五・六 省略																																		
2～4 省略																																			
<p>別表第21(第6条関係)</p> <p>経験年数換算表</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 欄の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」とは、学校教育法第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校若しくは学歴免許等資格区分表に掲げるその他の教育機関における在学期間をいう。ただし、各種学校規程(昭和31年文部省令第31号)第3条ただし書の規定により修業期間が1年未満とされている簡易に修得することができる技術、技芸等の課程における在学期間及び予備校における在学期間は、除く。</p> <p>9～15 省略</p>			省略	<p>別表第21(第6条関係)</p> <p>経験年数換算表</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 欄の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」とは、学校教育法第1条に規定する学校又は同法第82条の2に規定する専修学校若しくは同法第83条に規定する各種学校若しくは学歴免許等資格区分表に掲げるその他の教育機関における在学期間をいう。ただし、各種学校規程(昭和31年文部省令第31号)第3条ただし書の規定により修業期間が1年未満とされている簡易に修得することができる技術、技芸等の課程における在学期間及び予備校における在学期間は、除く。</p> <p>9～15 省略</p>			省略																												
省略																																			
省略																																			

(農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-225)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第108</p>		<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条</p>	

条 1 に規定する大学を除く。)、独立行政法人水産大学校法(平成11年法律第191号)による独立行政法人水産大学校又は独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校において、水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者であつて、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは別に定める試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは別に定める教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは普及指導員として水産業に関する技術について普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの

の 2 に規定する大学を除く。)、独立行政法人水産大学校法(平成11年法律第191号)による独立行政法人水産大学校又は独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校において、水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者であつて、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは別に定める試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは別に定める教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは普及指導員として水産業に関する技術について普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1050

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が90日を超える場合には、その勤務しなかつた期間</p> <p>(9) 省略</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 育児休業法第9条の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が90日を超える場合には、その勤務しなかつた期間</p> <p>(9) 省略</p>

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の育児休業等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 - 33)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業計画書)</p> <p>第 1 条 の 2 条例第 3 条第 4 号に規定する育児休業計画書の様式は、育児休業計画書(様式第 1 号)とする。</p>	<p>(育児休業計画書)</p> <p>第 1 条 の 2 条例第 3 条第 3 号に規定する育児休業計画書の様式は、育児休業計画書(様式第 1 号)とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 8 - 0

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成19年愛媛県条例第60号。以下「条例」という。)第2条第2項から第4項まで、第3条第1項第2号及び第3項第2号、第4条第4号及び第6号、第5条並びに第6条の規定に基づき、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣研修)

第2条 条例第2条第2項の人事委員会規則で定める研修(以下「派遣研修」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして人事委員会が定める研修とする。

- (1) 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なものであること。
- (2) 県が必要な費用を支出するものであること。
- (3) 条例第2条第2項に規定する職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

(派遣研修費用)

第3条 条例第2条第3項の人事委員会規則で定める費用(以下「派遣研修費用」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 職員の旅費に関する条例(昭和28年愛媛県条例第6号)による旅費
- (2) 派遣研修に係る大学院等の課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程をいう。以下この条において同じ。)に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等(同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。)に対して支払う費用
- (3) 派遣研修に係る大学院等の課程に在学して当該大学院等の課程を履修する上で必要な教育を受けるために当該教育を行う教育施設に対して支払う費用

(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)

第4条 条例第2条第4項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (5) 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)別表に掲げる団体
- (6) 前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めたもの

(派遣研修を命ずる職員に対して明示すべき事項)

第5条 任命権者は、派遣研修の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該派遣研修が条例第2条第2項に規定するものである旨を明示しなければならない。

2 任命権者は、職員に派遣研修を命ずるに当たっては、当該職員に当該派遣研修の期間を明示しなければならない。派遣研修を命じた後に当該派遣研修の期間を変更する場合も、同様とする。

(条例第3条第1項に該当する者に対する通知)

第6条 任命権者は、条例第3条第1項に該当する者に対し、速やかに、派遣研修の名称及び期間、派遣研修のために県が支出した派遣研修費用の総額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

(条例第3条第1項第2号の人事委員会規則で定める率)

第7条 条例第3条第1項第2号の人事委員会規則で定める率は、60月から同号の職員としての在職期間の月数を控除した月数を60月で除して得た率とする。

2 前項の職員としての在職期間の月数の計算については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 月により期間を計算する場合は、民法(明治29年法律第89号)第143条に定めるところによる。
- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、30日をもって1月とする。

(職員としての在職期間に含まれる休職の期間)

第8条 条例第3条第3項第2号の人事委員会規則で定める休職の期間は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間とする。

2 前項の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第3条第1項に規定する派遣職員(次条第1号において「外国派遣職員」という。)の派遣先の機関の業務又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第3条第1号に規定する派遣職員(次条第1号において「団体派遣職員」という。)の派遣先団体(同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。次条第1号において同じ。)の業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号

及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。次条第1号において同じ。)を公務とみなす。

(条例第3条の規定が適用されない場合)

第9条 条例第4条第4号の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 外国派遣職員又は団体派遣職員が派遣先の機関の業務又は派遣先団体の業務を公務とみなした場合に条例第4条第1号に該当する場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、条例第4条第1号から第3号までに掲げる場合に準ずる場合として人事委員会が定める場合

第10条 条例第4条第6号の人事委員会規則で定める場合は、組織の改廃に伴い法律又は条例の規定により特別職地方公務員等(条例第2条第4項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。) となるため離職した場合とする。

(特別職地方公務員等となった者に関する特例)

第11条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 国家公務員法(昭和22年法律第120号) 第79条の規定若しくは地方公務員法第28条第2項の規定若しくは同法第27条第2項の規定に基づく条例の規定又は第4条各号に掲げる法人に使用される者に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの(以下「法人の就業規則等」という。) の定めによる休職の期間(次に掲げる期間を除く。)

ア 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号) (他の法律において準用し、又は例による場合を含む。) の適用を受ける者にあつては同法第1条の2第1項に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者にあつては同法第2条第2項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者にあつては同法第7条第2項に規定する通勤をいう。次条第1号において同じ。) により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第79条第1号又は地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

イ 職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号) 第2条に規定する休職の期間

- (2) 国家公務員法第82条の規定若しくは地方公務員法第29条の規定又は法人の就業規則等の定めによる停職の期間(法人の就業規則等の定めるところにより制裁として出勤を停止された期間を含む。)
- (3) 国家公務員法第108条の6第1項ただし書の規定若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号) 第7条第1項ただし書の規定若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号) 第6条第1項ただし書の規定若しくは法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間
- (4) 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号) 第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第2条第1項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) 第5条第1項の規定による育児休業をした期間

第12条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条の各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなった場合

ア 国家公務員法第78条第2号又は地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合

イ 法人の就業規則等において定めるところにより心身の故障のため解雇された場合

- (2) 国家公務員法第78条第4号又は地方公務員法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合
- (3) 国家公務員法第81条の2第1項の規定により退職した場合(同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。) 又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合
- (4) 任期を定めて採用された特別職地方公務員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合
- (5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会が定める場合

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、職員の派遣研修費用の償還に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号) の施行の日がこの規則の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第3条第2号の規定の適用については、同号中「第104条第4項第2号」とあるのは、「第68条の2第4項第2号」とする。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第10号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成19年12月21日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（部分休業）</p> <p>第13条の2 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の例により、当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（次項において「育児部分休業」という。）を承認することがある。</p> <p>2～5 省略</p>	<p>（部分休業）</p> <p>第13条の2 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の例により、当該職員がその<u>3歳に満たない</u>子を養育するため1日の勤務時間の一部 _____ について勤務しないこと（次項において「育児部分休業」という。）を承認することがある。</p> <p>2～5 省略</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。